

項目名	美短事務局の業務時間延長		
大綱要旨	多様化する学生等のニーズに対応するため、事務局職員のシフト勤務により事務室と図書館の閉庁時刻延長を検討する。		
改革内容	<p>現在事務局職員の勤務時間は、通常8:30～17:15である。</p> <p>事務室では、職員が最終講義終了時刻の17:40過ぎまで、時間外で学生および教員に対応している。また、附属図書館の終了時刻は17:00であることから、最終講義終了時刻の17:40以降は、学生および教員は同館を使用できない状況である。</p> <p>これを平日（月～金曜日）事務室及び図書館において、1名ずつが19:00までシフト勤務することにより、学生や教員の利便性を向上しようとするものである。</p> <p>17:15から19:00まで学生課職員1名は事務室において学生および教員に対応し、総務課職員1名は図書館兼務職員であることから、附属図書館で図書の貸出用務と必要がある時には施設管理用務を合わせて行うものである。</p> <p>事務室の閉庁時刻延長に関して、現在は時間外手当対応としているが、今後はシフト勤務することにより経費の抑制を図る。</p>		
改革効果	<p>勤務シフトに基づく勤務体制により、学生および教員の利便性と施設利用の充実が図られる。</p> <p>開館延長については、シフト体制により、経済的で効率的な運用が図られる。</p>		
実施計画	年度	着手・実施	詳細内容
	14年度		
	15年度	実施	14年度中に勤務シフトを含めた業務内容等の検討を事務局内で行い、15年度から実施する。
	16年度		
	17年度		